

未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十七号

未熟児養育医療費用徴収規則等の一部を改正する規則

(未熟児養育医療費用徴収規則の一部改正)

第一条 未熟児養育医療費用徴収規則(昭和三十四年広島県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式法一(三)中「保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付」を挿入し、同様式法一(四)中「(所得税第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第18条の規定により控除される前の額とする。)」を「(この所得税の額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しないものとする。)」と改め、「ただし、前年分の所得税の額が明らかでないときは、前々年分の所得税の額を記載すること。」を挿入。

同様式の項中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯」を挿入し、同様式

所得税額30,000円以下
30,001円～80,000円
80,001円～140,000円
140,001円～280,000円
280,001円～500,000円
500,001円～800,000円
800,001円～1,160,000円
1,160,001円～1,165,000円
1,165,001円～2,260,000円
2,260,001円～3,000,000円
3,000,001円～3,960,000円

所得税額15,000円以下
15,001円～40,000円
40,001円～70,000円
70,001円～183,000円
183,001円～403,000円
403,001円～703,000円
703,001円～1,078,000円
1,078,001円～1,632,000円
1,632,001円～2,303,000円
2,303,001円～3,117,000円
3,117,001円～4,173,000円

を

に改め、同表備考

3, 960, 001円～5, 030, 000円	4, 173, 001円～5, 334, 000円
5, 030, 001円～6, 270, 000円	5, 334, 001円～6, 674, 000円
6, 270, 001円以上	6, 674, 001円以上

「生活保護法」及び「生活保護法」を含む。）を」とし、「いい、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」とは、未熟児の扶養義務者の1人以上が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯を」とし、「生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」とし「生活保護法による保護」又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」とし「所得割額」とし「この所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）」と「生活保護法による保護」又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」とし「所得税第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条の規定により控除される前の額とする。）」と「（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとする。）」と「生活保護法による保護」を含む。」

7 1 から 6 までの場合において、1 月から 3 月までの間に適用する場合は、当該世帯の前々年分の所得税及び当該年度分の市町村民税の課税額によるものとし、また、4 月から 6 月までの間に適用する場合は、当該世帯の前々年分の所得税及び前年度分の市町村民税の課税額によるものとする。

（児童福祉法施行規則の改正）

第二十一条 児童福祉法施行規則（昭和三十二年五月十九日閣議決定）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「回条第八項」を「回条第七項」とする。

同条中の「被保護世帯」とし「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」とし「生活保護法による保護」又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」とし「生活保護法による保護」を含む。」

前年分所得税額4,800円以下	前年分所得税額2,400円以下
4,801円～9,600円	2,401円～4,800円
9,601円～16,800円	4,801円～8,400円
16,801円～24,000円	8,401円～12,000円
24,001円～32,400円	12,001円～16,200円
32,401円～42,000円	16,201円～21,000円
42,001円～92,400円	21,001円～46,200円
92,401円～120,000円	46,201円～60,000円
120,001円～156,000円	60,001円～78,000円
156,001円～198,000円	78,001円～100,500円
198,001円～287,500円	100,501円～190,000円
287,501円～397,000円	190,001円～299,500円
397,001円～929,400円	299,501円～831,900円
929,401円～1,500,000円	831,901円～1,467,000円
1,500,001円～1,650,000円	1,467,001円～1,632,000円
1,650,001円～2,260,000円	1,632,001円～2,302,900円
2,260,001円～3,000,000円	2,302,901円～3,117,000円
3,000,001円～3,960,000円	3,117,001円～4,173,000円
3,960,001円以上	4,173,001円以上

※

に於て、同表備考

※「被保護世帯」の「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の「含む。」の「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯」及び「保護」の「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」及び「保護」の「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」及び「所得割額」の

ロ「この所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）」や「『 国民負担率の軽減』及び「保護」並びに「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」や「『 国民負担率の軽減』並びに「所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定により控除される前の額とする。）」や「（この所得税の額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとする。）」並びに「国民負担率の軽減」。

7 1から6までの場合において、当該世帯の世帯階層区分は、当該世帯の前年分の所得税及び当該年度分の市町村民税の課税額によるものとする。ただし、1月から3月までの間に適用する場合は、当該世帯の前々年分の所得税及び当該年度分の市町村民税の課税額によるものとし、また、4月から6月までの間に適用する場合は、当該世帯の前々年分の所得税及び前年度分の市町村民税の課税額によるものとする。

別記様式第五号及び別記様式第六号中

生活保護の状況	適用なし	適用あり	平成	年	月	日保護開始)
---------	------	------	----	---	---	--------

や

生活保護の状況	適用なし	適用あり	平成	年	月	日保護開始)
中国残留邦人等に係る支援給付の状況	適用なし	適用あり	平成	年	月	日支援給付開始)

に定める。

国民負担率の軽減に関する

<input type="checkbox"/> I 負担上限額に関する認定 次の区分の適用を申請します。 (該当するものに○を付けてください。いずれにも該当しない場合は空欄にしてください。)
1 生活保護受給世帯 2 市町民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のも 3 市町民税非課税世帯に属する者であつて、2以外のもの
<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 次のいずれにも該当するため、障害児施設等軽減を申請します。 1 在宅で生活している又は20歳未満で施設入所している児童(者) 2 市町民税非課税世帯に属する者又は市町民税課税世帯のうち世帯の市町民税所得割額の合計額が16万円未満の者 3 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が不動産(親族等が現に居住する不動産等を除く。)その他の一定の資産を有していないこと。 4 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等が次の金額以下であること。

ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの 500万円
イ 申請者の属する世帯が二人以上の世帯であるもの 1,000万円

を

<p>□ I 負担上限額に関する認定 次の区分の適用を申請します。 (該当するものに○を付けてください。いずれにも該当しない場合は空欄にしてください。)</p> <ol style="list-style-type: none">1 生活保護受給世帯又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯2 市町民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの3 市町民税非課税世帯に属する者であつて、2以外のもの <p>□ II 障害児施設等軽減に関する認定 次のいずれにも該当するため、障害児施設等軽減を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 在宅で生活している又は20歳未満で施設入所している児童(若)2 市町民税非課税世帯に属する者又は市町民税課税世帯のうち世帯の市町民税所得割額の合計額が28万円未満の者3 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が不動産(親族等が現に居住する不動産等を除く。)その他の一定の資産を有していないこと。4 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等が次の金額以下であること。 <p>ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの 500万円 イ 申請者の属する世帯が二人以上の世帯であるもの 1,000万円</p>
--

に改める。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第三条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条本文、第二十三条本文」を「第二十二条、第二十三条」に改める。
第二条第一項中「第二十二条本文」を「第二十二条」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該被措置者の属する世帯において法第二十四条の二の規定により障害児施設給付費が扶養義務者に支給されている場合又は障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第七項に規定する児童デイサービスを利用している児童が存する場合にあつては、当該世帯における児童等を全て被措置者とみなして算定した当該世帯における徴収基準月額から、当該世帯の児童等の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等の利用に要した費用(指定知的障害児施設等における障害児施設医療に要した費用を含む。)のうち当該世帯の扶養義務者が負担した額を控除した額を、当該世帯における徴収月額とする。

第四条第一項中「保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付」を加える。
別表第一のAの項中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表中

「
所得税額30,000円以下

「
所得税額15,000円以下

30,001円から80,000円まで
80,001円から140,000円まで
140,001円から280,000円まで
280,001円から500,000円まで
500,001円から800,000円まで
800,001円から1,160,000円まで
1,160,001円から1,650,000円まで
1,650,001円から2,260,000円まで
2,260,001円から3,000,000円まで
3,000,001円から3,960,000円まで
3,960,001円から5,030,000円まで
5,030,001円から6,270,000円まで
6,270,001円以上

15,001円から40,000円まで
40,001円から70,000円まで
70,001円から183,000円まで
183,001円から403,000円まで
403,001円から703,000円まで
703,001円から1,078,000円まで
1,078,001円から1,632,000円まで
1,632,001円から2,303,000円まで
2,303,001円から3,117,000円まで
3,117,001円から4,173,000円まで
4,173,001円から5,334,000円まで
5,334,001円から6,674,000円まで
6,674,001円以上

㊦ 回表養育ニシテ「及び同法附則第5条第2項」又「並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」ニシテ、回表養育ニシテ「第3項まで」ニシテ、「第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」又「㊧ 回表養育ニシテ「国立療養所」又「指定医療機関」ニシテ。

別表第三ニシテ「含む。」ニシテ「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者」又「㊧ 回表養育ニシテ「国立療養所」又「指定医療機関」ニシテ。

別表第三ニシテ「被保護世帯」ニシテ「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」又「㊧ 回表養育ニシテ「16,800円」又「8,400円」ニシテ、回表養育ニシテ「及び同法附則第5条第2項」又「並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」ニシテ、回表養育ニシテ「第3項まで」ニシテ、「第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」又「㊧。

附 則

この規則は公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日以後の費用の徴収について適用する。

- 一 第三条の規定による改正後の社会福祉施設等措置費用徴収規則（次号において「新社会福祉施設等措置費用徴収規則」という。）第二条第二項の規定 平成十八年十月一

日

二 第一条の規定による改正後の未熟児養育医療費用徴収規則別記様式注1(1)、別表Aの項及び同表備考1から5までの規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付に係る部分に限る。）、第二条の規定による改正後の児童福祉法施行細則別表Aの項、同表備考1から5までの規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付に係る部分に限る。）、別記様式第五号、別記様式第六号及び別記様式第六号の二並びに新社会福祉施設等措置費用徴収規則第四条第一項、別表第一のAの項、別表第二の1の項及び別表第三のAの項の規定 平成二十年四月一日